

大和市告示第196号

大和市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年9月28日

大和市長 大 木 哲

大和市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱の一部を改正する要綱

大和市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱（平成29年大和市告示第74号）の一部を次のように改正する。

別記第1項中第1項の項番号を削る。

別記第1項第1号オ中「100単位」を削り、同号オに次のように加える。

(ア) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位

(イ) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位

別記第1項第2号オ中「100単位」を削り、同号オに次のように加える。

(ア) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位

(イ) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位

別記第1項第3号中「1月」の次に「（栄養スクリーニング加算にあつては1回）」を加え、同号中コをシとし、ケの次に次のように加える。

コ 生活機能向上連携加算 200単位（運動器機能向上加算を算定している場合は、100単位）

サ 栄養スクリーニング加算（6月に1回の加算を限度とする。） 5単位

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。